○福岡市旅館業法施行条例

平成24年12月27日

条例第74号

（趣旨）

第1条　この条例は，旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の規定に基づき，旅館業の営業の施設の構造設備の基準，営業者が講ずべき措置の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において使用する用語の意義は，法及び政令に定めるもののほか，次の各号に掲げる用語の区分に従い，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　浴槽水　浴槽内の湯水をいう。

(2)　原湯　浴槽に直接注入される湯（再利用したものを除く。）をいう。

(3)　原水　加熱し原湯とするための水又は浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される水（再利用したものを除く。）をいう。

(4)　上がり用湯水　洗い場又はシャワーに備え付けられた栓から供給される湯水をいう。

(5)　換水　浴槽から浴槽水を排出し，原湯又は原水に入れ替えることをいう。

（ホテル営業施設の構造設備の基準）

第3条　政令第1条第1項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　宿泊者が利用するロビーが設けられていること。

(2)　洋式の構造設備による客室の数が客室の総数の2分の1以上であること。

(3)　帳場が，宿泊者その他の施設の利用者（以下「宿泊者等」という。）の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。

(4)　客室は，次に掲げる要件を満たすものであること。

ア　他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。

イ　換気及び採光のため，直接外気に接する箇所に適当な窓が設けられていること。

ウ　和式の構造設備による客室には，寝具類を収納する設備が設けられていること。

エ　天井の高さは，2.1メートル以上であること。

(5)　洗面所は，不浸透性材料で築造されていること。

(6)　共同用の浴室（以下「共同浴室」という。）は，次に掲げる要件を満たすものであること。

ア　屋外から見通せない構造であること。

イ　換気及び採光のため，直接外気に接する箇所に適当な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。

ウ　湯気抜き又はこれに代わる機械設備が設けられていること。

エ　床及び腰張りは，不浸透性材料で築造され，かつ，汚水が速やかに排水できる構造のものであること。

オ　1.6平方メートル以上の面積を有する脱衣室が付設されていること。

カ　浴槽及び湯水(再利用したものを除く。)を常時供給する栓(これらが設けられていない場合にあっては，シャワー)が適当な数設けられていること。

キ　浴槽は，耐水性材料で築造されているとともに，床面から5センチメートル以上の上縁が設けられ，かつ，必要に応じ内側に足掛かりが設けられていること。

ク　原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)には，貯湯槽内の湯水の温度を，通常の使用状態において，摂氏60度以上に保つことができる加温装置が設けられていること。ただし，摂氏60度以上に保つことができないおそれがある場合にあっては，あわせて貯湯槽内の湯水を消毒するための設備が設けられていること。

ケ　原湯又は原水を送水するための配管は，浴槽水を循環させるための配管と接続されておらず，かつ，原湯又は原水を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

コ　循環させている浴槽水を使用する浴槽は，循環させている浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造であること。

サ　打たせ湯及びシャワーは，循環させている浴槽水を使用しない構造であること。

シ　屋内の浴槽は，配管等を通じて，屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造であること。

(7)　客室に付属している浴室(以下「客室の浴室」という。)は，次に掲げる要件を満たすものであること。

ア　前号(オ及びコを除く。)に掲げる要件

イ　浴槽は，循環させている浴槽水を使用しない構造であること。

(8)　照明設備は，次に掲げる施設の区分に応じ，それぞれ次に定める照度を確保することができるものであること。

ア　客室，ロビー及び共同浴室　床面において70ルクス以上

イ　客室の浴室，洗面所及び便所　床面において30ルクス以上

ウ　廊下及び階段　床面において30ルクス以上(深夜にあっては，10ルクス以上)

(9)　施設は，玄関，客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であり，かつ，住居その他の施設と明確に区画され，これらが混在していない構造であること。ただし，住居その他の施設との混在に関し規則で定める要件を満たす施設については，この限りでない。

(10)　政令第1条第1項第10号に規定する施設の内部を見通すことを遮ることができる設備は，固定されていること。

(平成28条例58・一部改正)

(旅館営業施設の構造設備の基準)

第4条　政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　前条第3号から第10号までに掲げる基準

(2)　客室とそれ以外の室との境が壁造りであること。

(簡易宿所営業施設の構造設備の基準)

第5条　政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　第３条第４号から第９号まで（第６号オを除く。）及び前条第２号に掲げる基準

(2)　適当な規模の玄関及び帳場を有すること。ただし，宿泊者の定員が 10 人未満の施設であって，健全な営業形態及び宿泊者の安全の確保に関し規則で定める要件を満たすものについては，適当な規模の玄関を有すること。

(3)　前号の帳場を有する場合にあっては，当該帳場が，宿泊者等の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。

(4)　一の客室の床面積は，4.5 平方メートル以上であること。ただし，宿泊者の定員が 10 人未満の施設については，この限りでない。

(5)　共同浴室に 1.6 平方メートル以上の面積を有する脱衣室が付設されていること。ただし，前号ただし書に規定する施設に該当する場合にあっては，適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。

(6)　階層式寝台を有する場合は，当該階層式寝台が次に掲げる要件を満たすものであること。

ア　階層数は，2 層までであること。

イ　寝台の長さは 1.8 メートル以上であり，かつ，幅は 0.9 メートル以上であること。

(平成 28 条例 58・一部改正)

(下宿営業施設の構造設備の基準)

第 6 条　政令第 1 条第 4 項第 5 号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　第３条第３号から第９号まで，第４条第２号及び前条第２号本文に掲げる基準

(2)　客室の数は，5 室以上であること。

(3)　一の客室の床面積は，7 平方メートル以上であること。

(平成 28 条例 58・一部改正)

(構造設備の基準の特例)

第 7 条　市長は，旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。)第 5 条第 1 項各号に掲げる施設について，当該施設の設置場所の状況その他特別の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは，第 3 条から第 5 条までに定める基準を緩和することができる。

(社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可)

第 8 条　法第 3 条第 3 項第 3 号(法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する施設は，次に掲げるものとする。

(1)　社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 5 条第 4 号に規定する青年の家

(2)　社会教育法第 20 条に規定する公民館

(3)　図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館

(4)　博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項及び第 29 条に規定する博物館及びこれに相当する施設

(5)　都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園のうち，専ら児童の利用に供することを目的とするもの

(6)　主として児童の利用に供することを目的とする施設で，前各号に掲げる施設に類するものとして市長が定めるもの

2　法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長が意見を求めなければならない者は，次の表の左欄に掲げる施設の種類の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる意見を求めなければならない者とする。

施設の種類	意見を求めなければならない者
前項第1号及び第2号に規定する施設	当該施設を設置する地方公共団体の教育委員会
前項第3号及び第4号に規定する施設	当該施設の設置者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の教育委員会，その他の者である場合にあっては当該施設の長
前項第5号に規定する施設	当該施設を設置する地方公共団体の長
前項第6号に規定する施設	市長が定める者

(営業施設について講ずべき措置の基準)

第9条　法第4条第2項に規定する措置の基準は，次のとおりとする。

(1)　必要に応じ直接外気に接する窓その他の開口部を開閉する等により換気及び採光を十分に行うこと。

(2)　照明について次に掲げる施設の区分に応じ，それぞれ次に定める照度を確保すること。

ア　客室，ロビー及び共同浴室　床面において70ルクス以上

イ　客室の浴室，洗面所及び便所　床面において30ルクス以上

ウ　廊下及び階段　床面において30ルクス以上(深夜にあっては，10ルクス以上)

(3)　防湿について次に掲げる措置を講じること。

ア　排水設備は，流通を常に良好にし，雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

イ　客室の床が木造の場合にあっては，床下の通風を常に良好にしておくこと。

(4)　清潔について次に掲げる措置を講じること。

ア　営業の施設の内外は，1日に1回以上清掃し，害虫，ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。

イ　客室その他適当な箇所に，くず入れを備えること。

(5)　宿泊者が感染性の疾病にかかっていることが明らかになったとき又はその疑いがあるときは，その使用した客室，寝具及び器具類を完全に消毒すること。

(6)　従業者が感染性の疾病にかかったとき又はその疑いがあるときは，従事させる業務内容に留意すること。

(7)　寝具類について次に掲げる措置を講じること。

ア　宿泊者に使用させるシーツ，カバー，寝衣等は，使用の都度，洗濯すること。

イ　宿泊者に使用させる布団，枕等は，常に清潔にして，日光消毒等適切な方法により防湿及び害虫の駆除に努めること。

(8)　入浴施設について次に掲げる措置を講じること。

ア　入浴者に，くし，タオル，かみそり等を貸与しないこと。ただし，未使用のもの又は洗浄及び消毒をしたもの(かみそりを除く。)にあっては，この限りでない。

イ　使用する湯水は，常に清潔にして，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし，温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉

をいう。)等を利用するため当該水質基準((ア)e及びf，(イ)c及びd並びに(ウ)を除く。)に適合させることができない場合であって，公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは，この限りでない。

(ア)　原湯，原水及び上がり用湯水　次に掲げる水質基準

a　色度は，5度以下であること。

b　濁度は，2度以下であること。

c　水素イオン濃度指数は，pH5.8以上pH8.6以下であること。

d　過マンガン酸カリウム消費量は，1リットル中10ミリグラム以下であること。

e　大腸菌群は，50ミリリットル中に検出されないこと。

f　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中10CFU未満であること。

(イ)　浴槽水　次に掲げる水質基準

a　濁度は，5度以下であること。

b　過マンガン酸カリウム消費量は，1リットル中25ミリグラム以下であること。

c　大腸菌群は，1ミリリットル中に1個以下であること。

d　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中10CFU未満であること。

(ウ)　飲用として使用する水道水以外の水(温泉法第15条第1項の規定により飲用の許可を受けている温泉を除く。)水道法(昭和32年法律第177号)第4条に規定する水質基準

ウ　浴槽水は，1日に1回以上(集毛器，消毒装置及びろ過器のいずれも備えた浴槽において浴槽水を循環させている場合にあっては，1週間に1回以上)完全に換水をすること。ただし，客室の浴室の浴槽水は，宿泊者ごとに完全に換水をすること。

エ　浴槽水(客室の浴室に係るものを除く。オにおいて同じ。)は，常に満水状態を保ち，かつ，原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより溢水させ，清浄に保つこと。

オ　浴槽水の水質検査を1年に1回以上(24時間以上完全に換水をしないで浴槽水を循環させている場合にあっては，1年に2回以上)行い，その成績書(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を3年間保存すること。

カ　24時間以上完全に換水をしないで浴槽水を循環させている場合にあっては，浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し，浴槽水1リットル中0.2ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度を保つこと。ただし，これに代わる有効な方法で消毒する場合は，この限りでない。

キ　浴槽水を循環させるために使用する設備は，定期的に清掃し，及び消毒するとともに，適切な維持管理を行うこと。

ク　貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し，必要に応じ生物膜の除去を行うために清掃し，及び消毒すること。

ケ　貯湯槽内の湯水の温度は，摂氏60度以上に保つこと。ただし，摂氏60度以上に保つことができない場合にあっては，貯湯槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

コ　浴槽水を回収するための槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は，浴用に供しないこと。ただし，やむを得ず浴用に供する場合にあっては，回収槽内を十分に清掃し，及び消毒するとともに，回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

サ　気泡発生装置，ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置した浴槽には，24時間以上完全に換水をしないで循環させている浴槽水を使用しないこと。

シ　気泡発生装置等の空気取入口には，ほこり等が入らないようにすること。

ス　打たせ湯及びシャワーには，循環させている浴槽水を使用しないこと。

セ　共同浴室には，適当な数の洗面器及び腰掛けを備えること。

ソ　サウナ等の入浴設備は，見やすい位置に温度計を備え，利用に適正な温度を保つこと。

タ　のこくず，ぬか等を使用する入浴設備は，必要に応じこれらを新しいものと入れ替え，常に清潔にしておくこと。

チ　脱衣室，浴室，便所その他入浴者が直接利用する施設は，1日に1回以上清掃し，常に清潔にしておくこと。

ツ　貯湯槽内の湯水の温度及びカ本文に規定する措置を講じる場合における遊離残留塩素濃度を1日に2回以上測定し，その記録(カただし書及びケただし書に規定する措置に関する記録を含む。)を3年間保存すること。

(9)　洗面所について次に掲げる措置を講じること。

ア　湯水は，飲用に適するものを十分に供給すること。

イ　常に清潔にし，消毒した洗面具を備えること。

(10)　便所について次に掲げる措置を講じること。

ア　蚊，はえその他の害虫の発生を防止すること。

イ　清掃及び防臭剤等により臭気を除去することに努めること。

ウ　手洗設備は流水装置とし，常に清浄な水を十分に供給すること。

エ　共用タオルは，備えないこと。

(11)　客室の定員については，次に掲げる営業の区分に応じ，それぞれ次に定めるところにより算定した数(1未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた数)以下の人数とすること。

ア　ホテル営業及び旅館営業　洋式の構造設備による客室にあっては4.5平方メートルにつき1人，和式の構造設備による客室にあっては3.5平方メートルにつき1人。ただし，省令第5条第1項各号に掲げる施設にあっては，1.65平方メートルにつき1人とする。

イ　簡易宿所営業　客室1.65平方メートルにつき1人

ウ　下宿営業　客室3.5平方メートルにつき1人

(12)　簡易宿所営業の施設（省令第５条第１項第１号から第４号までに規定するものを除き，客室の延床面積が33平方メートル未満のものに限る。）の定員については，客室の延床面積を3.3で除した数（１未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた数）以下の人数とすること。

(平成28条例58・一部改正)

(衛生措置の基準の特例)

第10条　市長は，省令第5条第1項各号に掲げる施設については前条第2号及び第7号に定める基準に関し，修学旅行等の団体を専ら宿泊させる施設の客室については同条第11号アの基準に関し，それぞれ特例を定めることができる。

(宿泊拒否の事由)

第11条　法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことができる事由は，次のとおりとする。

(1)　宿泊しようとする者が，泥酔者等であって，他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2)　宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(委任)

第12条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は，平成25年4月1日から施行する。

(福岡市旅館業営業施設の構造設備の基準を定める条例の廃止)

2　福岡市旅館業営業施設の構造設備の基準を定める条例(平成15年福岡市条例第19号)は,廃止する。

(経過措置)

3　第3条から第7条まで及び第9条第2号ア(共同浴室に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は，この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる法第3条第1項の許可の申請に係る施設について適用し，施行日前に行われた同項の許可の申請に係る施設に対する第3条から第7条まで及び第9条第2号アの規定の適用については，これらの規定にかかわらず，前項の規定による廃止前の福岡市旅館業営業施設の構造設備の基準を定める条例の規定及び福岡県旅館業法施行条例(昭和35年福岡県条例第31号)の規定の例による。

4　前項の規定にかかわらず，施行日以後に改築し，又は大規模の修繕をする施設については，第3条から第7条まで及び第9条第2号アの規定を適用する。

附　則(平成28年9月26日条例第58号)

(施行期日)

1　この条例は，平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の福岡市旅館業法施行条例第3条第9号，第5条，第6条第1号及び第9条第12号の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる法第3条第1項の許可の申請に係る施設について適用し，施行日前に行われた同項の許可の申請に係る施設については，なお従前の例による。